

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当り、その翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(会計課)

◇告 示 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定(水産課)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

都市計画事業の事業計画の変更の認可(〃)

◇教 委 告 示 定例教育委員会の招集(総務課)

◇雑 報 環境影響評価書の縦覧(環境政策課)

理容師試験等の平成九年度第一回学科試験の実施(県民生活課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成九年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三号

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則(昭和三十三年三月鳥取県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「のうち」の下に「県庁舎、」を加える。

附 則

この規則は、平成九年二月二十三日から施行し、改正後の鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の規定は、同日以後に使用された電話の料金の支払に関する事務から適用する。

一 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う事務に県庁舎に設置する電話の料金の支払に関する事務を加えることとした。
二 この規則は、平成九年二月二十三日から施行し、改正後の規則の規定は、同日以後に使用された電話の料金の支払に関する事務から適用することとした。

告示

鳥取県告示第百十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条の二第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

平成九年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
境港市加入区	漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業

鳥取県告示第百十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成九年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成八年五月十七日 鳥取県指令鳥土維第百六十六号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市宮長字下坪

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市宮長七四

宮部 絢吉

鳥取県告示第百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成九年二月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 六・六・一号東山公園

三 事業施行期間

昭和四十七年十一月十日から平成十六年三月三十一日まで

（変更前昭和四十七年十一月十日から平成十一年三月三十一日まで）

四 事業地

1 収用の部分

変更する部分 米子市車尾字バンコウ山、字源内佐及び影岩東平、観音寺字岩崎ノ

二、長砂町、陽田町並びに東山町地内

追加する部分 米子市観音寺字五反田

2 使用の部分 該当なし

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成九年二月二十一日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 謙

- 一 日時 平成九年二月二十五日(火) 午後一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 三 議題
 - 1 平成九年度教育行政施策について
 - 2 その他

雑 報

鳥取県環境影響評価実施要綱(平成3年11月鳥取県告示第806号)第10条の規定に基づき、環境影響評価書を作成したので、同告示第11条の規定により次のとおり公告し、当該評価書を縦覧に供する。

平成9年2月21日

鳥取市鍛冶町18-2

鳥取県東部広域行政管理組合

理事會理事長 西 尾 迩 富

1 縦覧に供する環境影響評価書に係る対象事業

- (1) 名 称 (仮称) 鳥取県東部広域行政管理組合し尿処理施設整備事業
- (2) 種類及び規模 廃棄物処理施設建設事業(し尿処理場)

計画処理能力 175㎏/日

敷地面積 12,169.79㎡(現有し尿処理施設敷地内)

- (3) 実地しようとする区域

鳥取市秋里地内

- (4) 関係地域

鳥取市浜坂の一部(摩尼川以南)、江津の一部(千代川以東)、秋里の一部(千代川以東)、松並町二丁目、松並町三丁目及び丸山町の一部(県道伏野覚寺線以北)

2 縦覧の場所並びに期間及び時間

- (1) 場 所

鳥取市鍛冶町18-2 鳥取県東部広域行政管理組合管理課

鳥取市東町一丁目271 鳥取県生活環境部環境政策課

鳥取市尚徳町116 鳥取市生活環境部環境課

鳥取市秋里1037-1 因幡浄苑

- (2) 期間及び時間

平成9年2月21日(金)から同年3月21日(金)までの日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の

午前8時30分から午後5時まで

- 3 問い合わせ先

〒680 鳥取市鍛冶町18-2

鳥取県東部広域行政管理組合管理課

電話 0857-26-0532

理容師報（昭和22年法律第234号）第3条第1項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定に基づき、平成9年度第1回理容師学科試験及び美容師学科試験を次のとおり実施する。

平成9年2月21日

財団法人理容師美容師試験研修センター理事長 柳 瀬 孝 吉

1 試験期日 平成9年4月13日（日）

2 試験会場 倉吉市山根529-2

鳥取県立倉吉体育文化会館

3 試験課目

(1) 衛生法規大意

(2) 生理解剖学大意

(3) 消毒法

(4) 伝染病学（細菌学を含む。）大意

(5) 公衆衛生学大意

(6) 皮膚科学大意

(7) 物理及び化学（化粧品化学及び理容又は美容に関する部分に限る。）大意

(8) 理容理論大意（理容師試験に限る。）又は美容理論大意（美容師試験に限る。）

4 受験資格

(1) 理容師試験

理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第4項に定める者

(2) 美容師試験

美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第4項に定める者

5 受験願書受付期間

平成9年3月18日（火）から同月25日（火）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前10時

から午後4時まで（郵送の場合は、平成9年3月25日（火）までの消印のあるものに限って受け付ける。）

6 受験願書提出先

〒680 鳥取市弥生町302-2 JTB（日本交通公社）鳥取ビル2階

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

7 受験手数料及び納付方法

受験手数料は11,000円とし、これを所定の方法により納付すること。

8 その他

(1) 受験願書等配布場所

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部

(2) 受験願書配布期間

平成9年3月14日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から

午後5時まで

(3) 問い合わせ先

財団法人理容師美容師試験研修センター鳥取県支部

電話 0857-29-6086